

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

久米南町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 久米南町地域

(1) 現況

本地域は、岡山県のほぼ中央に位置する中山間地域で、比較的温暖で降雪も少ない地域である。山間部には小規模な集落が点在し、山麓の急傾斜地域では古くから斜面を活用した棚田で稲作経営が営まれ、農林水産省が認定した「つなぐ棚田遺産」にも選ばれている。そのほかの産業として、ぶどう、きゅうり、ゆずなどの生産も盛んである。中山間地域であることから、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいため、これを補正する取組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域住民を含めた多様な主体の参画による保全管理を推進するため、法第3条第3項第1号に掲げる事業により、地域ぐるみの共同活動を支援することで、多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、既存集落協定の取組み面積の拡大や担い手への農地の集積及び近隣集落との統合・連携を進めることなどにより、法第3条第3項第2号に掲げる事業で農業生産活動の継続的な実施を支援することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

さらに、化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全といった自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を目指し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地であって、1 ha以上の一団の農用地とする。

ただし、連担部分が1 ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組み活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上であるときは対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法指定地	(弓削町、竜山村)
山村振興法指定地	(弓削町)
過疎法指定地	(久米南町)
棚田地域振興法指定地	(弓削町、稲岡南村、竜山村、神目村)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1／20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 町長の判断により指定する基準

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、田1／100以上1／20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

高齢化率が30%以上であり、かつ、耕作放棄率が次の式により算定される率以上である集落に存する農地

$$(5\% \times \text{田面積} + 10\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、久米南町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた以下の者など地域の実情に合わせて町長が認定するものとする。

- (1) 年間農業従事日数が150日以上の方の基幹的農作業従事者を有している経営体
- (2) 久米南町の平均経営規模以上の経営体
- (3) 農業所得が認定農業者程度の経営体など

3 その他必要な事項

- (1) 協定にあらかじめ位置付けられた次の取組みを行った場合の協定認定年度から令和11年度までの交付単価について

ア 既荒廃農地及び自然災害を受けている農用地の復旧

既荒廃農地及び現に自然災害を受けている農用地の復旧の交付単価は、復旧後の地目の単価とする。ただし、対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の緩傾斜の単価とする。

イ 土地改良事業等の実施

- (ア) 協定認定年度以降に採択された事業による場合は、協定認定年度の交付単価とする。
- (イ) 協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善された圃場で農業生産活動等を行う年度から改善された圃場の勾配の単価（勾配が区分外となった場合は、地目の緩傾斜の単価）とする。

ウ 地目の変更

地目の変更があった場合は、変更後の地目の単価（勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の緩傾斜単価）とする。